蒲幸衛監　第１２号
令和８年１１月４日

請　求　人　様

蒲郡市幸田町衛生組合監査委員　　大　浦　　裕

同　　千　賀　充　能

住民監査請求に係る監査について（通知）

令和８年１０月２０日付けで提出された標記の請求について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４２条第５項の規定に基づき、監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第１　請求の受付

１　請求人

（省略）

２　請求のあった日

令和８年１０月２０日

３　請求の内容

請求人から提出された住民監査請求書による主張事実の要旨及び措置請求を次の

ように解した。

⑴　請求の要旨

ア　趣旨

蒲郡市幸田町衛生組合が、五輪・サンエイ セレモニーホールとぼね管理グループとの間で締結した「蒲郡市幸田町衛生組合斎場管理運営業務委託契約」（契約期間：令和7年7月13日から令和10年7月12日まで）に基づき、請求日以降に行うことが予定されている委託料の支出のうち、動物汚物炉における愛玩動物の個別焼却後の残骨返却（以下「返骨」という。）及び収骨立会いに係る業務に対応する部分について、違法又は不当な公金支出が行われないよう、監査委員に必要な措置を求める。

併せて、動物汚物炉の運転管理について、回収動物死体等の焼却実態、廃棄物処理法及びダイオキシン類対策特別措置法等に関して疑義がある場合に、対象業務の停止、契約内容・履行方法の是正、委託料の減額その他の適法な支出防止措置を講じるよう勧告されたい。

イ　違法又は不当とする理由

（ア）　返骨・収骨立会い業務の行政事務としての根拠に関する疑義

本件施設では、愛玩動物の個別焼却後、利用者に返骨し、収骨に立ち会わせる運用が行われているが、条例等に規定のない任意対応として返骨の実態が扱われている。この行為は、組合規約及び斎場関係条例若しくは委託仕様書における業務として根拠のないものである。

（イ）　組合規約上の共同処理事務の範囲に関する疑義

組合の共同処理事務として、蒲郡市幸田町衛生組合規約第３条第２号において「斎場の建設及び維持管理並びにこれに付帯する事務」と定められているが、「斎場の運営」や「動物焼却」が規約に規定されている事務の範囲内であるか不明確である。

（ウ）　焼却対象物の廃棄物性及び施設の法的位置付けに関する疑義

動物汚物炉では、愛玩動物の死体のほか、回収動物死体、産汚物及び人体の一部等が焼却対象とされている。組合は、動物汚物炉において焼却されるものは一般廃棄物であり、本件施設は一般廃棄物処理施設として設置許可を要する規模に満たない、と認識を示している。この許可の要否とダイオキシン類対策特別措置法上の特定施設該当性は個別に検討されるべきで

あり、法的位置付けに疑義がある。

（エ）　焼却施設に係る法令上の届出・測定等に関する疑義

回収動物死体の焼却実態から、動物汚物炉が廃棄物焼却炉としてダイオキシン類対策特別措置法等の対象施設に該当する可能性があり、届出・測定等に不備がある。

（オ）　財務会計上の問題

返骨・収骨立会い業務の法的根拠又は施設運用の法令適合性に問題があるならば、将来の委託料支出についての適法性・妥当性が疑われる。

（カ）　人体の一部の受入確認と説明の相違に関する疑義

組合事務局は、医療機関で摘出された人体の一部の焼却に際し「施術証明書の添付を求めている」としているにもかかわらず、情報公開請求前に当該文書について照会したところ、「そのような書面はない。」との回答であった。この事実から、動物汚物炉の管理運営の適法性に疑義がある。

(2)　措置請求の内容

ア　愛玩動物の個別焼却業務において、組合規約及び斎場関係条例若しくは委託仕様書における業務として根拠のない返骨・収骨立会い業務の是正及び当該業務に係る将来の支出差止め、契約変更及び委託料減額その他の措置。

イ　動物汚物炉の運転管理について、業務停止、契約内容又は履行方法の是正、委託料減額その他の措置。

４　通知文（主文）

本件請求を却下する。

令和８年１０月２０日付で受付した「住民監査請求書」については、慎重に審議した結果、次の理由により、法第２４２条に規定する住民監査請求要件を欠くことから、却下することが相当であると決定したので、その旨を通知する。

（理由）

請求人は、本件請求において「令和７年１０月２１日付で、本件斎場における愛玩動物の焼却後の返骨、焼却対象物の取扱い及び料金徴収等に関する住民監査請求を行った。」として、「対象業務の廃止等に加え、「当該業務に関する支出・収入・契約の全容を監査し、適法性を確認」するよう求め」、「本請求は、その後確

認した現行委託契約の契約当事者、契約期間、年度別執行予定額、月払いの支払条件を明示し、特に本請求日以降の将来の支出について、財務会計行為を具体的に特定して支出防止措置を求めるものである。」と述べている。

また、「本請求を行うことは、従前の監査請求が財務会計行為を対象としていなかったこと、又は現在係属中の住民訴訟が監査請求前置を欠くことを認める趣旨ではない。」との記述から、要件審査として当該住民訴訟（事件番号）を確認した。

住民訴訟の訴状において、請求の趣旨として「被告が締結し、現在も履行している愛玩動物遺体の焼却処理に関する委託契約に基づき、（中略）本件訴状係属後における一切の公金支出を地方自治法第２４２条の２基づき差し止める。」としている。これは、本件請求の監査対象となる財務会計行為の特定において示されている委託契約に合致し、請求日以降の支出の一部差し止めを求めていることも「一切の公金支出の差し止め」と同義であると解される。

住民訴訟は、法２４２条の２において住民監査の結果に対して不服があるときに提起されるものであり、当該住民訴訟において請求人は令和７年１０月２１日付の住民監査請求（以下「従前の請求」という。）が前置であるとしていることから、従前の請求と本件請求とは、対象とする財務会計行為は同一性を持つものと解される。

既になされた住民監査請求と同一の住民監査請求を再度行うことの適法性の判断については、「法第２４２条第１項の規定による住民監査請求に対し、同条第５項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、右監査の結果に対して不服があるときは、法第２４２条の２第１項の規定に基づき同条の２第２項第１号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。」（昭和６２年２月２０日最高裁判所第二小法廷判決）とされており、既になされた住民監査請求と同一内容の住民監査請求は、いわゆる一事不再理の原則により不適法な住民監査請求となる。

したがって、本件請求は、法第２４２条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。